

令和4年度

定期監査結果報告書(後期)

志摩市監査委員

監 査 第 15 号

令和 5年 3月31日

志 摩 市 長 様
志 摩 市 議 会 議 長 様
各 部 署 (局・室・所・施設) 長 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

令和4年度定期監査結果報告書（後期）の提出について

地方自治法第199条第4項及び志摩市監査基準第3条第2項の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び志摩市監査基準第15条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監 査 の 種 類	1
2. 監査の対象及び監査の期間	1
3. 監 査 の 着 眼 点	1
4. 監 査 の 実 施 内 容	2
5. 監査を実施した監査委員	2
6. 監 査 の 結 果	2
全 般 的 共 通 事 項	3
各 部 署 に 関 す る 事 項	4
(市 民 生 活 部)	4
(健 康 福 祉 部)	4
(病 院 事 業 部)	5
(教 育 委 員 会 事 務 局)	6
(消 防 本 部)	7
(志 摩 消 防 署)	7

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同条第4項に基づく定期監査として実施した。なお、同条第2項に基づく行政監査もあわせて実施した。

2. 監査の対象及び監査の期間

実施期日	対 象 課 名 等
令和5年1月11日	消防総務課、予防課、志摩消防署、阿児アリーナ、市立図書館
令和5年1月12日	磯部支所、磯部分署、南勢分署
令和5年1月13日	大王支所、大王分署、総合教育センター、志摩市民病院 (旧 浜島診療所 含む)
令和5年1月18日	浜島支所、浜島分署、鵜方保育所、鵜方幼稚園
令和5年1月19日	志摩分署、志摩支所
令和5年1月19日 ～2月14日 (書面審査)	志摩小学校、志摩放課後児童クラブ、志摩中学校、 志摩子育て支援センター、志摩保育所、志摩幼稚園、東海小学校、 東海放課後児童クラブ、東海中学校、学校給食センター、 鵜方小学校、鵜方放課後児童クラブ、安乗保育所、立神保育所、 神明小学校、神明放課後児童クラブ、文岡中学校

3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和3年度における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務（必要に応じて令和4年度分を含む。）の執行が、適正、合理的かつ効率的に行われているか、また、補助金等の交付申請及び財産管理、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

4. 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、各部署から提出された定期監査調書及び関係書類等について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行い監査を実施した。

なお、1月19日以降の監査実施対象課について、児童及び生徒等の新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、現地での監査に替えて書面監査とした。

5. 監査を実施した監査委員

中 島 郁 弘 （識見監査委員）

井 上 幹 夫 （議会選出監査委員）

6. 監査の結果

対象とした各部署等の事務・事業の執行等については、概ね適正に行われていると認められた。しかしながら、一部には注意等の事項が見受けられたので、早急に是正・改善を検討されたい。また、講じた措置については、遅滞なく報告されたい。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、口頭により指示した。

(注) 監査結果の評価・判断にあたっては、以下の4つに区分する。

- 1) 【指摘事項】： ①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 【注意事項】： 「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と認められるもの
- 3) 【検討事項】： 一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部署等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 【意見】： 組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

《全般的共通事項》

(1) 随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令及び志摩市契約規則等の規定に基づき、随意契約の理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、経済的合理性、技術の特殊性、緊急性等を十分考慮し、志摩市随意契約実施ガイドライン及び志摩市競争入札実施要項等を参考の上、適正に事務処理されることを要望する。

なお、地方公営企業においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令等の規定に基づくものとする。

(2) 文書管理事務については、決裁日等の記載漏れ及び消せるボールペン等を用いた記載が見受けられた。

行政機関の文書は、各々の事業の基本であり、志摩市事務決裁規程、志摩市文書管理規程及び志摩市公印規則に留意の上、事務処理されることを要望する。

(3) 税外債権について、納付期限を経過しても延滞金等を課さないことは、納付期限を遵守することの必要性を市民に周知できず、期限どおり納付する者との公平性を欠くことになる。このため、適正・的確な債権管理及び効果的・効率的な債権回収に引き続き努めることを要望する。その上で、回収不能な債権については、適時不納欠損と債権放棄を進められたい。

(4) 時間外勤務については、時間外勤務命令の見直しや時間外勤務手当予算の増額など、改善に向けて鋭意努力されているが、一部の部署に時間外勤務の恒常化が見受けられる。労務管理の徹底と業務の効率化を図り、職員の健康やワークライフバランスに悪影響が生じないよう、全庁的に時間外勤務の縮減に努めることを要望する。

(5) 備品管理事務については、志摩市会計規則により備品台帳を備え付け、管理することとなっている。価格の高低にかかわらず、今後も備品台帳の整備に努め、適正に事務処理されることを要望する。

(6) 公共施設の維持管理において、壊れたところを直す修繕と建物の経年による劣化などにあわせて実施する大規模修繕の考えを持ち、担当者が変わっても管理に支障をきたすことのない運営を要望する。

《各部署に関する事項》

【市民生活部】

(浜島支所)

特になし

(大王支所)

特になし

(志摩支所)

特になし

(磯部支所)

(1) 「公用車運行管理簿」において、出発時間等の記載漏れ及び鉛筆での記載が見受けられた。

今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。

【注意事項】

【健康福祉部】

(こども家庭課)

○志摩保育所

特になし

○鵜方保育所

特になし

○立神保育所

特になし

○安乗保育所

特になし

○志摩子育て支援センター

特になし

○志摩放課後児童クラブ

特になし

○鵜方放課後児童クラブ

特になし

○神明放課後児童クラブ

特になし

○東海放課後児童クラブ

特になし

○志摩幼稚園

特になし

○鵜方幼稚園

(1) 「郵便受払簿」において、改正前の様式が使用されていた。今後は「志摩市文書管理規程」に沿った様式で事務処理を行うよう改められたい。

【注意事項】

【病院事業部】

(志摩市民病院)

(1) 「公用車運行簿」において、帰着時間の記載漏れ及び消せるボールペンでの記載が見受けられた。今後は、「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。

【注意事項】

(志摩市民病院 (旧 浜島診療所))

特になし

【教育委員会事務局】

(教育総務課)

○学校給食センター

特になし

(学校教育課)

○志摩小学校

(1) データ管理している「図書台帳」において、入力誤りが見られた。今後は入力誤りを防ぐための対策を講じられたい。

【注意事項】

○鵜方小学校

(1) データ管理している「図書台帳」において、入力誤りが見られた。今後は入力誤りを防ぐための対策を講じられたい。

【注意事項】

○神明小学校

特になし

○東海小学校

(1) データ管理している「図書台帳」において、入力誤りが見られた。今後は入力誤りを防ぐための対策を講じられたい。

【注意事項】

○志摩中学校

(1) データ管理している「図書台帳」において、入力誤りが見られた。今後は入力誤りを防ぐための対策を講じられたい。

【注意事項】

○文岡中学校

特になし

○東海中学校

特になし

(総合教育センター)

- (1) 「公用車運行簿」において、出発時間及び帰着時間の記載漏れが見受けられた。今後は、
「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(生涯学習スポーツ課)

○阿児アリーナ

特になし

○市立図書館

特になし

【消防本部】

(消防総務課)

- (1) 「公用車運行簿」において、用件の記載漏れ及び鉛筆での記載が見受けられた。今後は、
「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(予防課)

- (1) 「補助金関係」の起案用紙において、決裁日及び発送日の記載漏れが見られた。今後は「志摩市文書管理規程」に基づき適正な事務処理を行われたい。 **【注意事項】**

【志摩消防署】

(志摩消防署)

- (1) 「公用車運行簿」において、出発時間及び帰着時間の記載漏れが見受けられた。今後は、
「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(浜島分署)

- (1) 「公用車運行簿」において、出発時間及び帰着時間等の記載漏れが見受けられた。今後は、
「志摩市公用車使用管理規程」に基づき適正な事務処理に努められたい。 **【注意事項】**

(大王分署)

特になし

(志摩分署)

特になし

(磯部分署)

特になし

(南勢分署)

特になし